

平成 1 7 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議 案

議 案 番 号	件 名	概 要
第 1 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	1 不動産登記法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 用語の整理 (2) 引用条項の整理 3 施 行 1 7 . 3 . 7
第 2 号	松本市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	1 不動産登記法の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 用語の整理 (2) 経過措置規定の整備 3 施 行 1 7 . 3 . 7 等
第 3 号	松本都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	1 不動産登記法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 1 7 . 3 . 7
第 4 号	工事請負契約の締結について（松本市旧ごみ焼却施設解体工事）	1 旧ごみ焼却施設を解体するもの 2 解体する施設の概要 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建（1炉） 鉄筋コンクリート造地上5階建（2炉） 延 8041.00㎡ 3 請負金額 7億350万円 4 請 負 人 飛島・清水口・松本土建特定建設工事共同企業体 5 竣工期限 1 8 . 3 . 1 5

<p>第 5 号</p>	<p>松本市四賀会館条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀会館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市四賀会館 松本市会田 6 9 1 番地</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 年末年始 イ 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで</p> <p>3 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="783 667 1401 759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>5,250</td> <td>5,250</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施 行 1 7 . 4 . 1</p>	区 分	午 前	午 後	夜 間	多目的ホール	5,250	5,250	6,300
区 分	午 前	午 後	夜 間							
多目的ホール	5,250	5,250	6,300							
<p>第 6 号</p>	<p>松本市営バス条例</p>	<p>1 四賀村及び奈川村の編入に伴い、市営バスの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 路線及び運行区間 ア 会吉化石館線 会吉車庫～化石館前 イ 小胡桃会田線 小胡桃～会田 ウ 奈川線 川浦～新島々</p> <p>(2) 運行回数 1 日 7 往復以内</p> <p>(3) 料金 1 回 5 0 円～ 7 4 0 円</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>								
<p>第 7 号</p>	<p>松本市安曇電源立地地域対策基金条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、電源立地地域対策交付金による公共用施設の整備及び維持管理に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 1 7 . 4 . 1</p>								
<p>第 8 号</p>	<p>松本市安曇難視聴地域対策基金条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇区域のケーブルテレビ施設の整備に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 1 7 . 4 . 1</p>								

<p>第 9 号</p>	<p>松本市奈川有線テレビジョン受信施設条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、有線テレビジョン受信施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川有線テレビジョン受信施設 松本市奈川 2 3 5 6 番地</p> <p>(2) 業務 テレビジョン及びラジオ放送の同時再送信</p> <p>(3) 加入金及び使用料 加入金 1 世帯につき 10,000 円 使用料 1 世帯につき 年額 2,000 円</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第 10 号</p>	<p>松本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p>	<p>1 地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 任命権者の報告に関する規定</p> <p>(2) 公平委員会の報告に関する規定</p> <p>(3) 公表に関する規定</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第 11 号</p>	<p>四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う松本市市税条例の適用の経過措置に関する条例</p>	<p>1 4 村の編入に伴い、市税条例の適用について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 法人市民税の均等割税率について、4 村の税条例を 5 年間適用</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第 12 号</p>	<p>松本市長期継続契約とする契約を定める条例</p>	<p>1 地方自治法の改正に伴い、長期継続契約の締結について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 契約の範囲 事務機器等の賃貸借に関する契約</p> <p>(2) 契約期間 5 年を限度</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第 13 号</p>	<p>松本市簡易水道等改良基金条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇区域の簡易水道等の改良事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 17.4.1</p>

<p>第14号</p>	<p>松本市四賀地域排水施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀地域排水施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称等</p> <p>ア 名称 四賀第2浄化施設 位置 松本市五常7307番7 処理区域 井刈団地・かま蓋区域</p> <p>イ 名称 四賀第3浄化施設 位置 松本市反町498番6 処理区域 反町住宅団地</p> <p>(2) 分担金 37万円</p> <p>(3) 使用料(月額) (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="754 757 1401 949"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>料金区分</th> <th>汚水排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>10 m³以下</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>11 m³以上1 m³当たり</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分		金 額	料金区分	汚水排出量	基本料金	10 m ³ 以下	3,400	超過料金	11 m ³ 以上1 m ³ 当たり	130
区 分		金 額											
料金区分	汚水排出量												
基本料金	10 m ³ 以下	3,400											
超過料金	11 m ³ 以上1 m ³ 当たり	130											
<p>第15号</p>	<p>松本市四賀戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀戸別合併処理浄化槽の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 分担金 37万円～208万円</p> <p>(2) 使用料 月額 3,400円～20,800円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>											
<p>第16号</p>	<p>松本市社会就労センター条例</p>	<p>1 四賀村及び奈川村の編入に伴い、社会就労センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀社会就労センター 松本市中川9番地4</p> <p>イ 松本市奈川社会就労センター 松本市奈川2401番地1</p> <p>ウ 松本市奈川社会就労センター寄合渡分場 松本市奈川1577番地1</p> <p>(2) 休館日及び使用時間</p> <p>ア 休 館 日 土曜日、日曜日、休日及び年末年始</p> <p>イ 使用時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 使用料 作業工賃の100分の5以内</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>											

<p>第 1 7 号</p>	<p>松本市安曇育成館条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、育成館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇育成館 松本市安曇 7 2 1 番地 2</p> <p>(2) 開館日及び開館時間 ア 開館日 通年 イ 開館時間 午前 8 時から午後 9 時まで</p> <p>3 施行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 8 号</p>	<p>松本市老人憩の家条例</p>	<p>1 安曇村及び奈川村の編入に伴い、老人憩の家の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 ア 松本市安曇老人憩の家銀山荘 松本市安曇 4 3 0 6 番地 イ 松本市奈川老人憩の家 松本市奈川 2 9 2 1 番地 2</p> <p>(2) 使用時間及び休館日 ア 松本市安曇老人憩の家銀山荘 (ア) 使用時間 宿泊 午後 4 時から翌日の午前 1 0 時まで 入浴 午前 8 時から午後 8 時まで (イ) 休館日 木曜日 イ 松本市奈川老人憩の家 (ア) 使用時間 午前 9 時から午後 4 時まで (イ) 休館日 月曜日、水曜日、木曜日、土曜日及び日曜日</p> <p>(3) 主な使用料 ア 松本市安曇老人憩の家銀山荘 個室宿泊 市内居住65歳以上 1 泊 1,000円 (食事別) 入浴 市内居住中学生以上 1 回 2 0 0 円 イ 松本市奈川老人憩の家 入浴 市内居住者 1 回 1 0 0 円</p> <p>3 施行 1 7 . 4 . 1</p>

<p>第 1 9 号</p>	<p>松本市奈川生きがい増進センター条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、生きがい増進センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家 松本市奈川 1 5 7 5 番地 4</p> <p>(2) 居住施設 1 人部屋 3 室、2 人部屋 1 室</p> <p>(3) 休館日及び開館時間（居住施設を除く。） ア 休館日 土曜日、日曜日、休日及び年末年始 イ 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで</p> <p>(4) 居住施設使用料 1 5 , 0 0 0 円以内</p> <p>(5) 管理委託先 (福) 松本市社会福祉協議会</p> <p>3 施行 1 7 . 4 . 1</p>
----------------	--------------------------	--

第 2 0 号

松本市老人集会施設条例

1 四賀村及び安曇村の編入に伴い、老人集会施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの

2 主な内容

(1) 名称及び位置

ア 松本市反町老人集会施設

松本市反町 5 0 4 番地 2

イ 松本市中川老人集会施設赤松館

松本市中川 7 0 7 3 番地 1

ウ 松本市五常老人集会施設

松本市五常 4 5 7 6 番地 2

エ 松本市安曇大野田老人集いの家

松本市安曇 2 8 5 番地 1

オ 松本市安曇島々老人集いの家

松本市安曇 7 2 1 番地 2

カ 松本市安曇橋場老人集いの家

松本市安曇 1 7 9 2 番地 2

キ 松本市安曇稻核老人集いの家

松本市安曇 2 6 2 7 番地 2

ク 松本市安曇沢渡老人集いの家

松本市安曇 4 1 6 2 番地 1

(2) 使用時間

ア 四賀区域の施設

午前 7 時から午後 1 0 時まで

イ 安曇区域の施設

午前 8 時から午後 1 0 時まで

(3) 使用料

四賀区域の施設

(単位 円)

区分	午 前	午 後	夜 間
金額	3 , 1 5 0	4 , 2 0 0	5 , 2 5 0

(4) 管理委託先

各施設 (赤松館を除く。) の運営協議会

3 施 行 1 7 . 4 . 1

第 2 1 号

松本市高齢者屋内スポーツ
施設条例

1 安曇村及び奈川村の編入に伴い、高齢者屋内スポーツ施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの

2 主な内容

(1) 名称及び位置

ア 松本市安曇島々屋内ゲートボール場

松本市安曇 1 0 2 8 番地 2

イ 松本市安曇番所屋内ゲートボール場

松本市安曇 3 9 9 4 番地 2 0

ウ 松本市奈川屋内スポーツ施設

松本市奈川 1 5 7 5 番地 4

(2) 使用時間

午前 8 時から午後 1 0 時まで

(3) 主な使用料 (単位 円)

区 分	単 位	金 額
安曇区域の施設	1 面 1 時間	6 0 0
奈川区域の施設	1 時間	6 3 0

3 施 行 1 7 . 4 . 1

<p>第22号</p>	<p>松本市安曇保健福祉センター条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇保健福祉センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇保健福祉センター 松本市安曇88番地1</p> <p>(2) 施設概要 松本市安曇デイサービスセンター 松本市安曇在宅介護支援センター 松本市安曇保健センター</p> <p>(3) 利用時間及び休館日</p> <table border="1" data-bbox="726 734 1458 1068"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイサービスセンター</td> <td>午前8時30分から 午後6時まで</td> <td>日曜日、休日及び年末年始</td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援センター</td> <td>午前8時30分から 午後6時まで（在介への急を要する相談は、除く。）</td> <td>土曜日、日曜日、休日及び年末年始</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>への急を要する相談は、除く。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) デイサービスセンターの利用料 介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定して得た額（利用料金制）等</p> <p>(5) デイサービスセンターの管理委託先 （福）松本市社会福祉協議会</p> <p>3 施行 17.4.1</p>	施設名	利用時間	休館日	デイサービスセンター	午前8時30分から 午後6時まで	日曜日、休日及び年末年始	在宅介護支援センター	午前8時30分から 午後6時まで（在介への急を要する相談は、除く。）	土曜日、日曜日、休日及び年末年始	保健センター	への急を要する相談は、除く。）	
施設名	利用時間	休館日												
デイサービスセンター	午前8時30分から 午後6時まで	日曜日、休日及び年末年始												
在宅介護支援センター	午前8時30分から 午後6時まで（在介への急を要する相談は、除く。）	土曜日、日曜日、休日及び年末年始												
保健センター	への急を要する相談は、除く。）													
<p>第23号</p>	<p>四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う松本市国民健康保険税条例の適用の経過措置に関する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、国民健康保険税条例の適用について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 不均一課税を段階的に5年間適用</p> <table border="1" data-bbox="740 1731 1444 1874"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度</th> <th></th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保所得割乗率</td> <td>100分の6.0～6.6</td> <td>→</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>介護所得割乗率</td> <td>100分の1.0～1.3</td> <td>→</td> <td>100分の1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区分	平成17年度		平成21年度	国保所得割乗率	100分の6.0～6.6	→	100分の8.4	介護所得割乗率	100分の1.0～1.3	→	100分の1.5
区分	平成17年度		平成21年度											
国保所得割乗率	100分の6.0～6.6	→	100分の8.4											
介護所得割乗率	100分の1.0～1.3	→	100分の1.5											

<p>第 2 4 号</p>	<p>松本市国民健康保険奈川診療所医師の給与に関する条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川診療所医師の給与について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 給料表に関する規定</p> <p>(2) 手当の種類に関する規定</p> <p>(3) 特殊勤務手当の額に関する規定</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>								
<p>第 2 5 号</p>	<p>松本市病院事業の設置等に関する条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、病院事業の設置等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>松本市国民健康保険会田病院</p> <p>松本市会田 1 5 3 5 番地 1</p> <p>(2) 診療科等</p> <p>内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科、放射線科及びリハビリテーション科並びに介護保険サービス</p> <p>(3) 使用料</p> <p>健康保険法又は老人保健法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法等により算定して得た額等</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>								
<p>第 2 6 号</p>	<p>松本市四賀保健福祉センター条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀保健福祉センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>松本市四賀保健福祉センター</p> <p>松本市会田 1 0 0 1 番地 1</p> <p>(2) 休館日及び開館時間</p> <p>ア 休 館 日 年末年始</p> <p>イ 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで</p> <p>(3) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="783 1827 1445 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>	区 分	午 前	午 後	夜 間	多目的ホール	8,000	8,000	9,000
区 分	午 前	午 後	夜 間							
多目的ホール	8,000	8,000	9,000							

<p>第 27号</p>	<p>松本市小児科・内科夜間急病センター条例</p>	<p>1 小児科・内科夜間急病センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市小児科・内科夜間急病センター 松本市城西2丁目5番22号</p> <p>(2) 診療科 小児科及び内科</p> <p>(3) 使用料 健康保険法又は老人保健法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法等により算定して得た額</p> <p>3 施行 17.4.1</p>												
<p>第 28号</p>	<p>松本市クラインガルテン条例</p>	<p>1 四賀村及び奈川村の編入に伴い、クラインガルテンの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市坊主山クラインガルテン 松本市取出481番地1</p> <p>イ 松本市緑ヶ丘クラインガルテン 松本市中川1747番地1</p> <p>ウ 松本市大原クラインガルテン 松本市奈川2213番地29</p> <p>エ 松本市神谷クラインガルテン 松本市奈川576番地1</p> <p>オ 松本市入山クラインガルテン 松本市奈川4678番地1</p> <p>(2) 主な使用料(ラウベ付き農園)</p> <table border="1" data-bbox="810 1637 1318 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坊主山クラインガルテン</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘クラインガルテン</td> <td>46万円</td> </tr> <tr> <td>大原クラインガルテン</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>神谷クラインガルテン</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>入山クラインガルテン</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区 分	年 額	坊主山クラインガルテン	25万円	緑ヶ丘クラインガルテン	46万円	大原クラインガルテン	38万円	神谷クラインガルテン	35万円	入山クラインガルテン	35万円
区 分	年 額													
坊主山クラインガルテン	25万円													
緑ヶ丘クラインガルテン	46万円													
大原クラインガルテン	38万円													
神谷クラインガルテン	35万円													
入山クラインガルテン	35万円													

<p>第 2 9 号</p>	<p>松本市四賀農村共同作業施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀農村共同作業施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市錦部農村共同作業施設 松本市保福寺町 8 1 番地 4</p> <p>イ 松本市会田農村共同作業施設 松本市会田 3 9 1 2 番地 2</p> <p>(2) 使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 640 1302 784"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>錦部農村共同作業施設</td> <td>35,350</td> </tr> <tr> <td>会田農村共同作業施設</td> <td>32,950</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>	区 分	月 額	錦部農村共同作業施設	35,350	会田農村共同作業施設	32,950
区 分	月 額							
錦部農村共同作業施設	35,350							
会田農村共同作業施設	32,950							
<p>第 3 0 号</p>	<p>松本市四賀集会施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀集会施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置</p> <p>(1) 松本市原山多目的集会施設 松本市中川 3 0 6 4 番地</p> <p>(2) 松本市赤怒田多目的集会施設 松本市赤怒田 8 9 0 番地 1</p> <p>(3) 松本市殿野入多目的集会施設 松本市殿野入 2 6 9 番地 1</p> <p>(4) 松本市金井多目的集会施設 松本市中川 1 8 2 1 番地 3</p> <p>(5) 松本市七嵐多目的集会施設 松本市七嵐 8 5 2 番地</p> <p>(6) 松本市井刈地区多目的集会所 松本市五常 7 6 5 5 番地</p> <p>(7) 松本市取出地区多目的集会所 松本市取出 5 7 1 番地</p> <p>(8) 松本市婦人若者等活動促進施設 松本市刈谷原町 4 9 6 番地</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>						

<p>第31号</p>	<p>松本市四賀農産物加工直売施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀農産物加工直売施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀地域資源利活用施設 松本市七嵐120番地2</p> <p>イ 松本市四賀地域食材供給施設 松本市反町26番地1</p> <p>(2) 使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 640 1318 784"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四賀地域資源利活用施設</td> <td>20,750</td> </tr> <tr> <td>四賀地域食材供給施設</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	月 額	四賀地域資源利活用施設	20,750	四賀地域食材供給施設	30,000
区 分	月 額							
四賀地域資源利活用施設	20,750							
四賀地域食材供給施設	30,000							
<p>第32号</p>	<p>松本市四賀有機センター条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀有機センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市四賀有機センター 松本市中川2184番地127</p> <p>(2) 休館日及び使用時間</p> <p>ア 休 館 日 土曜日、日曜日、休日及び年未年始</p> <p>イ 使用時間 午前8時から午後5時まで</p> <p>(3) 手数料</p> <p>畜糞 1 t 1,000円</p> <p>汚泥 1 t 5,000円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>						

<p>第33号</p>	<p>松本市四賀農業交流施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀農業交流施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀農業体験施設 松本市赤怒田389番地</p> <p>イ 松本市四賀農作業準備休憩施設 松本市会田3012番地1</p> <p>(2) 開館時間</p> <p>ア 四賀農業体験施設 午前10時から翌日の午前10時まで</p> <p>イ 四賀農業作業準備休憩施設 午前5時から午後10時まで</p> <p>(3) 主な使用料</p> <p>ア 四賀農業体験施設 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 925 1289 1066"> <tr> <td>区分</td> <td>10:00～18:00</td> <td>18:00～10:00</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </table> <p>イ 四賀農作業準備休憩施設 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1162 1444 1256"> <tr> <td>区分</td> <td>5:00～7:30</td> <td>7:30～12:30</td> <td>12:30～18:00</td> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>1,050</td> <td>2,100</td> <td>2,620</td> </tr> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区分	10:00～18:00	18:00～10:00	大人	500	500	小人	300	300	区分	5:00～7:30	7:30～12:30	12:30～18:00	全館	1,050	2,100	2,620
区分	10:00～18:00	18:00～10:00																	
大人	500	500																	
小人	300	300																	
区分	5:00～7:30	7:30～12:30	12:30～18:00																
全館	1,050	2,100	2,620																
<p>第34号</p>	<p>松本市坊主山・緑ヶ丘クラインガルテン整備基金条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、坊主山・緑ヶ丘クラインガルテンの整備に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 17.4.1</p>																	
<p>第35号</p>	<p>松本市四賀水田農業確立対策推進基金条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀区域の水田農業確立対策の推進に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 17.4.1</p>																	

<p>第36号</p>	<p>松本市安曇農産物加工販売施設条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇農産物加工販売施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市安曇番所農産物加工販売施設 松本市安曇3972番地2</p> <p>イ 松本市安曇番所加工流通施設 松本市安曇3484番地4</p> <p>ウ 松本市安曇稻核農産物加工販売施設 松本市安曇3358番地1</p> <p>エ 松本市安曇島々農産物加工販売施設 松本市安曇745番地1</p> <p>(2) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 831 1445 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇番所農産物加工販売施設</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>安曇番所加工流通施設</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>安曇稻核農産物加工販売施設</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>安曇島々農産物加工販売施設加工室</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	月 額	安曇番所農産物加工販売施設	25,000	安曇番所加工流通施設	2,500	安曇稻核農産物加工販売施設	15,000	安曇島々農産物加工販売施設加工室	10,000
区 分	月 額											
安曇番所農産物加工販売施設	25,000											
安曇番所加工流通施設	2,500											
安曇稻核農産物加工販売施設	15,000											
安曇島々農産物加工販売施設加工室	10,000											
<p>第37号</p>	<p>松本市安曇後継者集会施設条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇後継者集会施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置</p> <p>松本市安曇後継者集会施設 松本市安曇711番地22</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>										
<p>第38号</p>	<p>松本市グレンパークさわんど条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、グレンパークさわんどの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>松本市グレンパークさわんど 松本市安曇4144番地17</p> <p>(2) 使用料</p> <p>食堂及び売店 月額 30,000円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>										

<p>第 3 9 号</p>	<p>松本市安曇屋内交流広場条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇屋内交流広場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇屋内交流広場 松本市安曇 2 7 6 6 番地 2</p> <p>(2) 開館日及び開館時間 ア 開館日 通年 イ 開館時間 午前 8 時から午後 1 0 時まで</p> <p>(3) 主な使用料 施設 1 時間 6 0 0 円</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>										
<p>第 4 0 号</p>	<p>松本市安曇風穴の里条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇風穴の里の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇風穴の里 松本市安曇 3 5 2 8 番地 1</p> <p>(2) 使用料 生産物直売所及び特産民芸品加工展示施設 月額 2 6 4 , 0 0 0 円</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>										
<p>第 4 1 号</p>	<p>松本市安曇基幹集落センター条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇基幹集落センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇基幹集落センター 松本市安曇 2 7 4 1 番地 1</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 年末年始 イ 開館時間 午前 8 時から午後 1 0 時まで</p> <p>(3) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1825 1401 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,570</td> <td>1,570</td> <td>1,680</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>	区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	大会議室	1,570	1,570	1,680	4,200
区分	午 前	午 後	夜 間	全 日								
大会議室	1,570	1,570	1,680	4,200								

<p>第42号</p>	<p>松本市ながわ山彩館条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、ながわ山彩館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市ながわ山彩館 松本市奈川2120番地1</p> <p>(2) 主な使用料 加工室 3時間以内 1,000円</p> <p>(3) 管理委託先 (財)奈川振興公社</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第43号</p>	<p>松本市梓川地域休養施設条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川地域休養施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市梓川地域休養施設 松本市梓川倭4204番地1</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 毎月第2火曜日 イ 開館時間 午前9時から午後10時まで等</p> <p>(3) 主な使用料 ア 休息室(24畳) 5時間以内 3,150円 イ 入浴料 大人 350円 小人 150円</p> <p>(4) 管理委託先 (社)梓川ふるさと振興公社</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

第 4 4 号

松本市梓川農産物加工施設
条例

1 梓川村の編入に伴い、梓川農産物加工施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの

2 主な内容

(1) 名称及び位置

ア 松本市梓川農産物処理加工施設

松本市梓川梓 4 7 6 4 番地 2

イ 松本市梓川水田農産物処理加工施設

松本市梓川倭 4 1 7 5 番地 1

ウ 松本市梓川麦・大豆等加工施設

松本市梓川梓 2 2 8 5 番地

(2) 休館日及び開館時間

ア 梓川農産物処理加工施設

(ア) 休 館 日 日曜日及び年末年始

(イ) 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

イ 梓川水田農産物処理加工施設

(ア) 休 館 日 月曜日及び 1 2 月 3 1 日から翌年 1 月 7 日まで

(イ) 開館時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

ウ 梓川麦・大豆等加工施設

(ア) 休 館 日 月曜日及び年末年始

(イ) 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで

(3) 主な使用料

ア 梓川農産物処理加工施設（単位 円）

区 分	市 民	市民以外
200ml 瓶 1 本	4 7	6 3
500ml 瓶 1 本	7 8	9 9

イ 梓川水田農産物処理加工施設（単位 円）

区 分	金 額
菓子、パン加工室	1 時間 1,000
惣菜加工室	1 時間 1,000

ウ 梓川麦・大豆等加工施設（単位 円）

区 分	金 額
仕込味噌加工	大豆 13kg 1,260
味噌二番濾	1 時間 210

3 施 行 1 7 . 4 . 1

<p>第45号</p>	<p>松本市梓川地場産品直売センター条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川地場産品直売センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市梓川地場産品直売センター 松本市梓川倭2102番地1</p> <p>(2) 開館期間 4月第3土曜日から12月28日まで</p> <p>(3) 使用料 売上額の2.6%</p> <p>3 施行 17.4.1</p>										
<p>第46号</p>	<p>松本市梓川農産物加工施設運営基金条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川農産物加工施設の運営に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 17.4.1</p>										
<p>第47号</p>	<p>松本市四賀新林業構造改善施設条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀新林業構造改善施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市五常集落生活環境施設 松本市五常6897番地1</p> <p>イ 松本市林業者等健康増進管理集会施設 松本市会田2912番地</p> <p>(2) 休館日及び開館時間</p> <p>ア 休館日 年末年始</p> <p>イ 開館時間 午前7時から午後10時まで</p> <p>(3) 使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1780 1401 1877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>5,250</td> <td>10,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区分	午前	午後	夜間	全日	全館	3,150	4,200	5,250	10,500
区分	午前	午後	夜間	全日								
全館	3,150	4,200	5,250	10,500								

<p>第48号</p>	<p>松本市四賀環境学習の森条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀環境学習の森の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市四賀環境学習の森 松本市中川1915番地1</p> <p>(2) 主な使用料</p> <p>ア 交流促進センター (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 593 1347 689"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 大人</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 林間広場施設コテージ 1棟1泊 12,000円</p> <p>(3) 管理委託先 四賀むらづくり(株)</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	午 前	午 後	夜 間	研修室 大人	200	200	200
区 分	午 前	午 後	夜 間							
研修室 大人	200	200	200							
<p>第49号</p>	<p>松本市岩井堂枯渇対策農業用施設管理基金条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、岩井堂枯渇対策農業用施設の管理に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 17.4.1</p>								
<p>第50号</p>	<p>松本市林道奈川安曇線使用料徴収条例</p>	<p>1 安曇村及び奈川村の編入に伴い、林道奈川安曇線の使用料の徴収について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び区間 松本市林道奈川安曇線 奈川温泉から白骨温泉まで</p> <p>(2) 主な使用料</p> <p>ア 奈川温泉から乗鞍高原温泉まで 小型車 860円</p> <p>イ 乗鞍高原温泉から白骨温泉まで 小型車 420円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>								

<p>第51号</p>	<p>松本市奈川農林業者研修宿泊施設条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川農林業者研修宿泊施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市奈川新規就農者技術習得管理施設 松本市奈川2268番地1</p> <p>イ 松本市奈川林業者研修宿泊施設 松本市奈川2118番地2</p> <p>(2) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 616 1401 757"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈川新規就農者技術習得管理施設</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>奈川林業者研修宿泊施設単身者用</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	月額	奈川新規就農者技術習得管理施設	26,000	奈川林業者研修宿泊施設単身者用	12,000
区 分	月額							
奈川新規就農者技術習得管理施設	26,000							
奈川林業者研修宿泊施設単身者用	12,000							
<p>第52号</p>	<p>松本市奈川高ソメキャンプ場条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川高ソメキャンプ場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川高ソメキャンプ場 松本市奈川2212番地16</p> <p>(2) 開場期間 4月第2土曜日から11月第3日曜日まで</p> <p>(3) 料金 利用料金として管理委託先において定める</p> <p>(4) 管理委託先 (財)奈川振興公社</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>						
<p>第53号</p>	<p>松本市奈川木曾路原山荘条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川木曾路原山荘の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川木曾路原山荘 松本市奈川1044番地16</p> <p>(2) 料金 利用料金として管理委託先において定める</p> <p>(3) 管理委託先 (財)奈川振興公社</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>						

<p>第54号</p>	<p>松本市奈川ウッディ・もっく条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川ウッディ・もっくの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川ウッディ・もっく 松本市奈川1044番地344</p> <p>(2) 料金 利用料金として管理委託先において定める</p> <p>(3) 管理委託先 (財)奈川振興公社</p> <p>3 施行 17.4.1</p>										
<p>第55号</p>	<p>松本市野麦峠オートキャンプ場条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、野麦峠オートキャンプ場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市野麦峠オートキャンプ場 松本市奈川29番地1</p> <p>(2) 開場期間 4月第2土曜日から11月第3日曜日まで</p> <p>(3) 料金 利用料金として管理委託先において定める</p> <p>(4) 管理委託先 川浦生産者組合</p> <p>3 施行 17.4.1</p>										
<p>第56号</p>	<p>松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、上高地観光施設事業の設置等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 施設及び主な料金</p> <table border="1" data-bbox="810 1637 1430 1874"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>料金(大人1人1泊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上高地アルペンホテル</td> <td>和室 24,150円以内</td> </tr> <tr> <td>徳沢ロッヂ</td> <td>和室 10,190円以内</td> </tr> <tr> <td>焼岳小屋</td> <td>和室 7,100円以内</td> </tr> <tr> <td>上高地食堂</td> <td>—————</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 会計 公営企業会計</p> <p>3 施行 17.4.1</p>	施設	料金(大人1人1泊)	上高地アルペンホテル	和室 24,150円以内	徳沢ロッヂ	和室 10,190円以内	焼岳小屋	和室 7,100円以内	上高地食堂	—————
施設	料金(大人1人1泊)											
上高地アルペンホテル	和室 24,150円以内											
徳沢ロッヂ	和室 10,190円以内											
焼岳小屋	和室 7,100円以内											
上高地食堂	—————											

<p>第57号</p>	<p>松本市いがやレクリエーションランド条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、いがやレクリエーションランドの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市いがやレクリエーションランド 松本市安曇3994番地21</p> <p>(2) 開場期間等 ア 開場期間 4月20日から11月20日まで イ 開場時間 午前9時から午後5時まで ウ 休館日 火曜日</p> <p>(3) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 734 1458 972"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スライダー</td> <td>小学生</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>バターゴルフ</td> <td>中学生以上</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>フィッシングパーク</td> <td>1日券</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>駐車サイト</td> <td>1泊</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	施設	区分	金額	スライダー	小学生	300	バターゴルフ	中学生以上	1,300	フィッシングパーク	1日券	3,500	駐車サイト	1泊	2,000
施設	区分	金額															
スライダー	小学生	300															
バターゴルフ	中学生以上	1,300															
フィッシングパーク	1日券	3,500															
駐車サイト	1泊	2,000															
<p>第58号</p>	<p>松本市乗鞍高原湯けむり館条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、乗鞍高原湯けむり館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市乗鞍高原湯けむり館 松本市安曇4306番地6</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 火曜日 イ 開館時間 午前9時30分から午後9時まで</p> <p>(3) 使用料 大人(中学生以上) 700円 小人(3歳以上) 300円</p> <p>3 施行 17.4.1</p>															

<p>第59号</p>	<p>松本市乗鞍観光センター条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、乗鞍観光センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市乗鞍観光センター 松本市安曇4306番地5</p> <p>(2) 開館時間 午前8時から午後10時まで</p> <p>(3) 主な使用料(市民が使用する場合) (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 616 1460 806"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>イベントホール</td> <td>9,100</td> <td>9,100</td> <td>12,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	午 前	午 後	夜 間	小会議室	1,500	1,500	3,000	中会議室	3,000	3,000	6,100	イベントホール	9,100	9,100	12,800
区 分	午 前	午 後	夜 間															
小会議室	1,500	1,500	3,000															
中会議室	3,000	3,000	6,100															
イベントホール	9,100	9,100	12,800															
<p>第60号</p>	<p>松本市安曇アクティブプラザ・アルプスの郷条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇アクティブプラザ・アルプスの郷の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇アクティブプラザ・アルプスの郷 松本市安曇209番地1</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休 館 日 年末年始 イ 開館時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 使用料 事 務 所 月 額 20,000円 便 益 施 設 月 額 30,000円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>																
<p>第61号</p>	<p>松本市白骨温泉公共野天風呂条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、白骨温泉公共野天風呂の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市白骨温泉公共野天風呂 松本市安曇4197番地4</p> <p>(2) 開場時間 午前10時から午後4時まで</p> <p>(3) 使用料 大人(中学生以上) 500円 小人(3歳以上) 300円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>																

<p>第62号</p>	<p>松本市さわんど温泉スタンド条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、さわんど温泉スタンドの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市さわんど温泉スタンド 松本市安曇4144番地18</p> <p>(2) 使用料 100ℓ 100円</p> <p>3 施行 17.4.1</p>									
<p>第63号</p>	<p>松本市乗鞍観光施設改良基金条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、乗鞍観光施設の改良に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 17.4.1</p>									
<p>第64号</p>	<p>松本市スキー場条例</p>	<p>1 安曇村及び奈川村の編入に伴い、スキー場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市乗鞍高原いがやスキー場 松本市安曇3974番地</p> <p>イ 松本市野麦峠スキー場 松本市奈川1173番地1</p> <p>(2) 主な使用料(中学生以上のリフト券) (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1352 1458 1496"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1日券</th> <th>シーズン券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いがやスキー場</td> <td>3,000</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>野麦峠スキー場</td> <td>4,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区 分	1日券	シーズン券	いがやスキー場	3,000	18,000	野麦峠スキー場	4,000	25,000
区 分	1日券	シーズン券									
いがやスキー場	3,000	18,000									
野麦峠スキー場	4,000	25,000									
<p>第65号</p>	<p>松本市渋沢温泉使用条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、渋沢温泉の供給及び使用等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 供給範囲 松本市奈川木曾路原地区</p> <p>(2) 使用料 2ℓ/分 月額 5,250円</p> <p>3 施行 17.4.1</p>									

<p>第 6 6 号</p>	<p>松本市梓水苑条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓水苑の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市梓水苑 松本市梓川倭 4 2 6 2 番地 1</p> <p>(2) 休館日 毎月第 2 火曜日</p> <p>(3) 料金 利用料金として管理委託先において定める</p> <p>(4) 管理委託先 (社)梓川ふるさと振興公社</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 6 7 号</p>	<p>松本市梓川区域における開発事業の基準に関する条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川区域における開発区域等の健全な生活環境の保全を図るため、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 梓川区域における開発事業の手續に関する規定</p> <p>(2) 梓川区域における開発事業の基準に関する規定</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 6 8 号</p>	<p>松本市営特定目的住宅条例</p>	<p>1 四賀村、安曇村及び奈川村の編入に伴い、特定目的住宅の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 公募の方法及び入居者の資格等に関する規定</p> <p>(2) 家賃及び入居者負担額等に関する規定</p> <p>(3) 入居者の義務等に関する規定</p> <p>(4) 明渡請求に関する規定</p> <p>(5) 住宅監理員及び管理人に関する規定</p> <p>(6) 罰則に関する規定</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>

<p>第 6 9 号</p>	<p>松本市菅沢渡駐車場条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、沢渡駐車場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 沢渡第 1 駐車場 松本市安曇 4 1 5 7 番地</p> <p>イ 沢渡第 2 駐車場 松本市安曇 4 1 6 2 番地 1</p> <p>ウ 沢渡第 3 駐車場 松本市安曇 4 1 6 1 番地 2</p> <p>エ 沢渡第 4 駐車場 松本市安曇 4 1 4 4 番地 1 8</p> <p>(2) 使用時間等</p> <p>ア 使用時間 午前 0 時から午後 1 2 時まで</p> <p>イ 開場期間 市長が別に定める期間</p> <p>ウ 開場時間 午前 5 時から午後 7 時まで</p> <p>(3) 使用料</p> <p>大型車 1 台 2,000 円</p> <p>普通車 1 台 500 円</p> <p>自動二輪車 1 台 200 円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>												
<p>第 7 0 号</p>	<p>松本市梓川ふるさと公園整備基金条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川ふるさと公園の整備に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 17.4.1</p>												
<p>第 7 1 号</p>	<p>松本市ふれあいパーク乗鞍条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、ふれあいパーク乗鞍の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>松本市ふれあいパーク乗鞍 松本市安曇 4 8 5 5 番地 1 0 0</p> <p>(2) 休館日及び開館時間</p> <p>ア 休 館 日 年未年始</p> <p>イ 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>(3) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1780 1374 2018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td rowspan="4">1 日 1 回</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>カルチャー教室</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>畳 室</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>調 理 室</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	1 日 1 回	1,000	カルチャー教室	1,000	畳 室	1,000	調 理 室	1,000
区 分	単 位	金 額												
多目的ホール	1 日 1 回	1,000												
カルチャー教室		1,000												
畳 室		1,000												
調 理 室		1,000												

<p>第72号</p>	<p>松本市奈川文化センター夢の森条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川文化センター夢の森の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川文化センター夢の森 松本市奈川3301番地</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 休日及び年未年始 イ 開館時間 午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 689 1458 972"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>9:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンベンションホール</td> <td rowspan="4">1時間</td> <td>3,150</td> <td>3,670</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>520</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>研修室・実習室・和室</td> <td>420</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>ホール・会議室</td> <td>210</td> <td>310</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	単 位	9:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:00	コンベンションホール	1時間	3,150	3,670	視聴覚室	520	730	研修室・実習室・和室	420	630	ホール・会議室	210	310
区 分	単 位	9:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:00																
コンベンションホール	1時間	3,150	3,670																
視聴覚室		520	730																
研修室・実習室・和室		420	630																
ホール・会議室		210	310																
<p>第73号</p>	<p>松本市梓川生涯学習事業基金条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、生涯学習事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 17.4.1</p>																	
<p>第74号</p>	<p>松本市四賀化石館条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀化石館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市四賀化石館 松本市七嵐85番地1</p> <p>(2) 開館期間等 ア 開館期間 2月1日から11月30日まで イ 開館時間 午前9時から午後5時まで ウ 休館日 月曜日</p> <p>(3) 観覧料 大人(高校生以上) 300円 小人(小・中学生) 150円</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>																	

<p>第75号</p>	<p>松本市安曇資料館条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、安曇資料館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市安曇資料館 松本市安曇3480番地2</p> <p>(2) 開館期間等 ア 開館期間 4月27日から11月15日まで イ 開館時間 午前9時から午後5時まで ウ 休館日 木曜日</p> <p>(3) 観覧料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 734 1316 878"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>小人(小・中学生)</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	個人	団体	大人(高校生以上)	100	80	小人(小・中学生)	50	40
区 分	個人	団体									
大人(高校生以上)	100	80									
小人(小・中学生)	50	40									
<p>第76号</p>	<p>松本市奈川歴史民俗資料館条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川歴史民俗資料館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川歴史民俗資料館 松本市奈川2544番地</p> <p>(2) 開館期間等 ア 開館期間 4月27日から11月15日まで イ 開館時間 午前9時から午後5時まで ウ 休館日 土曜日、日曜日及び休日</p> <p>(3) 観覧料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1639 1302 1783"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>小人(小・中学生)</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 17.4.1</p>	区 分	個人	団体	大人(高校生以上)	100	80	小人(小・中学生)	50	40
区 分	個人	団体									
大人(高校生以上)	100	80									
小人(小・中学生)	50	40									

<p>第77号</p>	<p>松本市奈川自然学習館条例</p>	<p>1 奈川村の編入に伴い、奈川自然学習館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市奈川自然学習館 松本市奈川1044番地344</p> <p>(2) 開館期間及び開館時間 ア 開館期間 4月27日から11月15日まで イ 開館時間 午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) 管理委託先 (財)奈川振興公社</p> <p>3 施行 17.4.1</p>											
<p>第78号</p>	<p>松本市梓川アカデミア館条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川アカデミア館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市梓川アカデミア館 松本市梓川倭566番地12</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休館日 年末年始 イ 開館時間 午前9時から午後10時まで等</p> <p>(3) 観覧料 大人(高校生以上) 200円 小人(小・中学生) 100円</p> <p>(4) 主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 1400 1433 1541"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>平日</th> <th>休日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>屋外施設</td> <td>300</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 17.4.1</p>	区分	単位	平日	休日等	ギャラリー	1時間	1,300	1,600	屋外施設	300	500
区分	単位	平日	休日等										
ギャラリー	1時間	1,300	1,600										
屋外施設		300	500										
<p>第79号</p>	<p>松本市上高地特定環境保全公共下水道条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、上高地特定環境保全公共下水道の管理及び使用等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 排水設備の設置に関する規定</p> <p>(2) 除害施設の設置に関する規定</p> <p>(3) 使用料の徴収及び額に関する規定</p> <p>(4) 行為の許可に関する規定</p> <p>(5) 使用料の督促及び減免に関する規定</p> <p>(6) 罰則に関する規定</p> <p>3 施行 17.4.1</p>											

<p>第 8 0 号</p>	<p>松本市下水道事業四賀処理区受益者分担に関する条例</p>	<p>1 四賀村の編入に伴い、四賀処理区において下水道事業受益者分担金を徴収することについて必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 分担金の額及び徴収方法に関する規定</p> <p>(2) 分担金の徴収猶予及び減免に関する規定</p> <p>(3) 分担金の督促及び督促手数料並びに延滞金に関する規定</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 1 号</p>	<p>松本市下水道事業梓川処理区受益者分担に関する条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、梓川処理区において下水道事業受益者分担金を徴収することについて必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 分担金の額及び徴収方法に関する規定</p> <p>(2) 分担金の徴収猶予及び減免に関する規定</p> <p>(3) 分担金の督促及び督促手数料並びに延滞金に関する規定</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 2 号</p>	<p>松本市下水道事業基金条例</p>	<p>1 安曇村及び梓川村の編入に伴い、下水道事業の健全な運営に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 3 号</p>	<p>松本市公営企業の長期継続契約とする契約を定める条例</p>	<p>1 地方自治法の改正に伴い、公営企業における長期継続契約の締結について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 契約の範囲 事務機器等の賃貸借に関する契約</p> <p>(2) 契約期間 5 年を限度</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 4 号</p>	<p>松本市県営土地改良事業分担金徴収条例</p>	<p>1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、松本市に係わる県営土地改良事業の分担金徴収条例の全部を改正するもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 題名 松本市に係わる県営土地改良事業の分担金徴収条例 → 松本市県営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>(2) 分担金の特例規定を追加</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>

<p>第 8 5 号</p>	<p>松本市立博物館条例</p>	<p>1 教育文化振興財団からの施設等の寄附に伴い、松本市立博物館条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 休館日 月曜日及び年末年始 → 年末年始</p> <p>(2) 実施事業の規定の整理</p> <p>(3) 観覧料 大人（高校生以上） 100円 → 200円 小人（小・中学生） 50円 → 100円</p> <p>(4) 特別観覧料の規定を追加</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 6 号</p>	<p>松本市情報公開条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 実施機関から上下水道事業管理者を削除</p> <p>(2) 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 7 号</p>	<p>松本市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 実施機関から上下水道事業管理者を削除</p> <p>(2) 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 8 号</p>	<p>松本市行政手続条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 8 9 号</p>	<p>松本市組織条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 政策部の新設</p> <p>(2) 合併推進部を廃止</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>

<p>第90号</p>	<p>松本市役所支所の設置に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀支所の設置に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 追加する支所の名称等 名 称 松本市役所四賀支所 位 置 松本市会田1001番地1 所管区域 編入前の四賀村の区域 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第91号</p>	<p>松本市職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 職員の定数 1,702人 → 1,831人 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第92号</p>	<p>松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 地域審議会及び地域協議会委員等の報酬を追加 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第93号</p>	<p>松本市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第94号</p>	<p>松本市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第95号</p>	<p>松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 勤務時間の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を追加 (2) 経過措置規定の整備 3 施 行 17.4.1</p>
<p>第96号</p>	<p>松本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 17.4.1</p>

第 9 7 号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1 4 村の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 特地勤務手当を追加 (2) 経過措置規定の整備 3 施 行 1 7 . 4 . 1
第 9 8 号	松本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 廃止等する手当 福祉業務手当等 (2) 追加する手当 夜間看護手当 3 施 行 1 7 . 4 . 1
第 9 9 号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 1 7 . 4 . 1
第 1 0 0 号	松本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 団員の定数 1 , 2 6 0 人 → 1 , 9 1 9 人 3 施 行 1 7 . 4 . 1
第 1 0 1 号	松本市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 1 7 . 4 . 1
第 1 0 2 号	松本市特別職職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 勤続月数の計算の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 一般職と特別職の在職期間の通算規定を廃止 3 施 行 公布の日
第 1 0 3 号	松本市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	1 規定の整理に伴い、関係条例を一括改正するもの 2 改正内容 企業職員に係る規定を整理 3 施 行 公布の日

第104号	松本市特別会計設置条例の一部を改正する条例	1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 5 特別会計を追加し、1 特別会計を廃止 3 施行 17.4.1
第105号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1
第106号	松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例	1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1
第107号	松本市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1
第108号	金銭物品等の寄附募集に関する条例の一部を改正する条例	1 用語の整備等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 募金規定の整備 3 施行 17.4.1
第109号	松本市霊園条例の一部を改正する条例	1 奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 追加する霊園の名称及び位置 ア 奈川霊園 松本市奈川2262番地1 イ あずさがわ霊園 松本市梓川梓286番地 ウ 上野霊園 松本市梓川上野1768番地1 エ 横沢霊園 松本市梓川倭2105番地4 (2) 追加する霊園の使用料を追加 3 施行 17.4.1

<p>第 1 1 0 号</p>	<p>松本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 災害見舞金の額の引上げ</p> <p>ア 被害面積 7 0 % 以上 1 5 万円以内 → 5 0 万円以内</p> <p>イ 被害面積 5 0 % 以上 7 0 % 未満 1 0 万円以内 → 2 0 万円以内</p> <p>(2) 床下浸水の災害見舞金を追加 2 万円以内</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 1 1 号</p>	<p>松本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 1 2 号</p>	<p>松本市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、安曇村及び奈川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 題名 松本市簡易水道事業の設置等に関する条例 → 松本市簡易水道事業等の設置等に関する条例</p> <p>(2) 追加する簡易水道等</p> <p>穴沢簡易水道 安曇簡易水道 稻核簡易水道 乗鞍簡易水道 沢渡簡易水道 奈川簡易水道 細原簡易給水施設 西北山簡易給水施設 湯川渡簡易給水施設</p> <p>(3) 安曇区域及び奈川区域における簡易水道等の料金、手数料及び分担金の規定を追加</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>

<p>第 1 1 3 号</p>	<p>松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4 村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する一般廃棄物処理施設の名称及び位置</p> <p>(1) 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 松本市安曇 4 8 5 5 番地 1</p> <p>(2) 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 松本市奈川 1 9 5 3 番地 1</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 1 4 号</p>	<p>松本市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 1 5 号</p>	<p>松本市障害者等共同作業訓練施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加する施設の名称及び位置 松本市梓川共同作業所ほほえみの家 松本市梓川梓 8 5 1 番地 2</p> <p>(2) 追加する施設の管理委託先 (福)松本市社会福祉協議会</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>

<p>第 1 1 6 号</p>	<p>松本市保育所条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する保育所の名称及び位置</p> <p>(1) 松本市錦部保育園 松本市七嵐85番地2</p> <p>(2) 松本市双葉保育園 松本市会田696番地</p> <p>(3) 松本市中川保育園 松本市中川1026番地1</p> <p>(4) 松本市安曇保育園 松本市安曇2741番地</p> <p>(5) 松本市乗鞍保育園 松本市安曇4017番地7</p> <p>(6) 松本市奈川保育園 松本市奈川1580番地</p> <p>(7) 松本市梓川西保育園 松本市梓川梓2348番地7</p> <p>(8) 松本市梓川東保育園 松本市梓川倭566番地1</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 1 1 7 号</p>	<p>松本市交通及び災害遺児等福祉金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 1 1 8 号</p>	<p>松本市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>
<p>第 1 1 9 号</p>	<p>松本市敬老祝金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 17.4.1</p>

<p>第120号</p>	<p>松本市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加するセンターの名称及び位置</p> <p>(1) 松本市四賀在宅介護支援センター 松本市会田1522番地1</p> <p>(2) 松本市奈川在宅介護支援センター 松本市奈川2356番地6</p> <p>(3) 松本市梓川在宅介護支援センター 松本市梓川梓2288番地3</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第121号</p>	<p>松本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村及び梓川村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加するセンターの名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀老人福祉センター 松本市会田1535番地1</p> <p>イ 松本市梓川老人福祉センター 松本市梓川梓2283番地2</p> <p>(2) 追加するセンターの使用料を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第122号</p>	<p>松本市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加するセンターの名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀デイサービスセンター 松本市会田1535番地1</p> <p>イ 松本市奈川デイサービスセンター 松本市奈川1575番地4</p> <p>ウ 松本市梓川デイサービスセンター 松本市梓川上野379番地1</p> <p>(2) 追加するセンターの利用料を追加</p> <p>(3) 追加するセンターの管理委託先 (福)松本市社会福祉協議会</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第123号</p>	<p>松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>
<p>第124号</p>	<p>松本市居宅介護支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村及び奈川村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 追加する事務所の名称及び位置 (1) 松本市安曇居宅介護支援事業所 松本市安曇88番地1 (2) 松本市奈川居宅介護支援事業所 松本市奈川2356番地6 3 施行 17.4.1</p>
<p>第125号</p>	<p>松本市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>
<p>第126号</p>	<p>松本市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 支給額の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 支給額の改正 入院時食事療養費の標準負担額 全額控除して支給 → 2分の1控除して支給 (2) 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>

<p>第 1 2 7 号</p>	<p>松本市診療所条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、安曇村及び奈川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加する診療所の名称及び位置</p> <p>ア 松本市錦部歯科診療所 松本市七嵐 8 5 番地</p> <p>イ 松本市安曇大野川診療所 松本市安曇 3 9 9 2 番地 1</p> <p>ウ 松本市安曇大野川歯科診療所 松本市安曇 3 9 9 2 番地 1</p> <p>エ 松本市安曇稻核診療所 松本市安曇 2 6 2 7 番地 2</p> <p>オ 松本市安曇沢渡診療所 松本市安曇 4 1 6 2 番地 1</p> <p>カ 松本市国民健康保険奈川診療所 松本市奈川 2 3 6 6 番地</p> <p>(2) 追加する診療所の診療科</p> <p>ア 錦部歯科診療所 歯科</p> <p>イ 安曇大野川診療所 内科</p> <p>ウ 安曇大野川歯科診療所 歯科</p> <p>エ 安曇稻核診療所 内科</p> <p>オ 安曇沢渡診療所 内科</p> <p>カ 国民健康保険奈川診療所 内科、外科、精神科及び歯科</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>
<p>第 1 2 8 号</p>	<p>松本市保健センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>追加する保健センターの名称及び位置</p> <p>(1) 松本市四賀保健センター 松本市七嵐 8 5 番地 2</p> <p>(2) 松本市奈川保健センター 松本市奈川 2 3 6 6 番地</p> <p>(3) 松本市梓川保健センター 松本市梓川梓 2 2 8 8 番地 3</p> <p>3 施 行 1 7 . 4 . 1</p>

第129号	松本市地区福祉ひろば条例の一部を改正する条例	<p>1 里山辺地区福祉ひろばの移転改築に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 位置の変更 松本市大字里山辺910番地1 → 松本市大字里山辺2930番地1</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第130号	松本市総合社会福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 つどいの広場事業の実施に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 南部児童センターの利用時間を変更 午前10時から → 午前9時から</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第131号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 つどいの広場事業の実施に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 芳川児童センター、鎌田児童センター及び浅間児童センターの利用時間を変更 午前10時から → 午前9時から</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第132号	松本市農村広場条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 追加する農村広場の名称及び位置 松本市穴沢運動公園 松本市取出121番地 (2) 追加する農村広場の使用料を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第133号	松本市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	<p>1 梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 追加する農村環境改善センターの名称及び位置 松本市梓川農村環境改善センター 松本市梓川梓2285番地 (2) 追加する農村環境改善センターの使用料を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第134号</p>	<p>松本市農村公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>追加する農村公園の名称及び位置</p> <p>ア 松本市しがビューティフルパーク 松本市会田3299番</p> <p>イ 松本市ふるさと公園しが 松本市会田1046番</p> <p>ウ 松本市反町農村公園 松本市反町433番3</p> <p>エ 松本市小原農村公園 松本市奈川2124番1</p> <p>オ 松本市立田農村公園 松本市梓川梓2348番1</p> <p>カ 松本市下角農村公園 松本市梓川梓393番</p> <p>キ 松本市氷室農村公園 松本市梓川倭2806番10</p> <p>ク 松本市花見農村公園 松本市梓川上野648番3</p> <p>ケ 松本市上大妻農村公園 松本市梓川倭4204番3</p> <p>コ 松本市田屋農村公園 松本市梓川上野3469番23</p> <p>サ 松本市大久保農村公園 松本市梓川梓3454番</p> <p>シ 松本市八景山マレットゴルフ場 松本市梓川上野853番1</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第135号</p>	<p>松本市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 題名 松本市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 → 松本市市営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>(2) 急施の場合の特例規定を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第136号</p>	<p>松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 追加する農業集落排水処理施設の名称及び位置 ア 大野田農業集落排水処理施設 松本市安曇245番地1 イ 島々農業集落排水処理施設 松本市安曇720番地1 ウ 稲核農業集落排水処理施設 松本市安曇2403番地3 エ 野沢小規模集合排水処理施設 松本市安曇609番地4 (2) 安曇区域の使用料の算定規定を追加 3 施行 17.4.1</p>
<p>第137号</p>	<p>松本市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 事業施行地区を追加 3 施行 17.4.1</p>
<p>第138号</p>	<p>松本市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 選挙による委員定数 30人 → 40人 (2) 選挙区 6選挙区 → 8選挙区 (3) 農地部会を追加 3 施行 17.4.1等</p>
<p>第139号</p>	<p>松本市商工業振興条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 梓川区域への事務所等の設置に対する助成事業を追加 3 施行 17.4.1</p>
<p>第140号</p>	<p>松本市都市景観条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 安曇村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>

<p>第141号</p>	<p>松本市市道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村、安曇村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 減免基準を追加</p> <p>(2) 占用料に送電塔を追加 送電塔 年額 720円/m²</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第142号</p>	<p>松本市公共物の管理等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 占用料の見直し 電柱 990円 → 電柱(支柱を含む) 990円 (追加) 電話柱(支柱を含む) 940円 (追加) その他柱類 66円</p> <p>(2) 発電に係る流水占用料の規定を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第143号</p>	<p>松本市都市公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 梓川村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 引用条項の整理</p> <p>(2) 追加する都市公園の名称及び位置</p> <p>ア 丸田東公園 松本市梓川梓3155番19先</p> <p>イ 倭公園 松本市梓川倭566番8</p> <p>ウ 梓川ふるさと公園 松本市梓川梓7077番1</p> <p>エ 梓川水辺郷緑地 松本市梓川梓4228番1</p> <p>オ 矢橋緑地 松本市梓川梓1474番7</p> <p>(3) 梓川ふるさと公園の使用料を追加</p> <p>(4) 梓川ふるさと公園の管理委託先 (社)梓川ふるさと振興公社</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第144号</p>	<p>松本市営住宅条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第145号</p>	<p>松本市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 四賀村及び奈川村の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>
<p>第146号</p>	<p>松本市緑を守り育てる条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 文化財保護法の改正に伴い、所要の改正するもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施行 17.4.1</p>
<p>第147号</p>	<p>松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 開場時間の変更に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 村井駅自転車駐車場の開場時間を延長 午前7時から午後9時まで → 午前6時から午後11時まで 3 施行 17.4.1</p>
<p>第148号</p>	<p>松本市住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 県の補助金の廃止等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 平成16年度申請分をもって住宅新築資金の貸付を終了する規定を附則に追加 (2) 経過措置規定の整備 3 施行 17.4.1</p>

<p>第149号</p>	<p>松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加する小学校の名称及び位置</p> <p>ア 松本市立会田小学校 松本市会田518番地</p> <p>イ 松本市立錦部小学校 松本市七嵐260番地</p> <p>ウ 松本市立中川小学校 松本市中川1582番地</p> <p>エ 松本市立五常小学校 松本市五常6391番地</p> <p>オ 松本市立安曇小学校 松本市安曇964番地</p> <p>カ 松本市立大野川小学校 松本市安曇3886番地1</p> <p>キ 松本市立奈川小学校 松本市奈川2281番地</p> <p>ク 松本市立梓川小学校 松本市梓川梓755番地</p> <p>(2) 追加する中学校の名称及び位置</p> <p>ア 松本市立会田中学校 松本市会田8923番地</p> <p>イ 松本市立安曇中学校 松本市安曇964番地</p> <p>ウ 松本市立大野川中学校 松本市安曇3886番地1</p> <p>エ 松本市立奈川中学校 松本市奈川2281番地</p> <p>オ 松本市立梓川中学校 松本市梓川梓800番地2</p> <p>(3) 追加する学校施設等の使用料を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第150号</p>	<p>松本市育英資金の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第151号</p>	<p>松本市学校給食センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 追加する学校給食センターの名称及び位置 松本市梓川学校給食センター 松本市梓川梓755番地</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第152号</p>	<p>松本市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 委員の数 10名 → 15名</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第153号</p>	<p>松本市公民館条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 追加する公民館の名称及び位置</p> <p>(1) 松本市四賀公民館 松本市会田1001番地1</p> <p>(2) 松本市安曇公民館 松本市安曇2741番地1</p> <p>(3) 松本市奈川公民館 松本市奈川2546番地</p> <p>(4) 松本市梓川公民館 松本市梓川梓2285番地</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

<p>第154号</p>	<p>松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 4村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 追加する体育施設の名称及び位置</p> <p>ア 松本市四賀B & G海洋センター 松本市穴沢779番地</p> <p>イ 松本市乗鞍テニスコート 松本市安曇4017番地4</p> <p>ウ 松本市四賀運動広場 松本市会田2920番地</p> <p>エ 松本市会田運動広場 松本市会田536番</p> <p>オ 松本市番所運動広場 松本市安曇3974番地7</p> <p>カ 松本市大野田運動広場 松本市安曇79番</p> <p>キ 松本市四賀体育館 松本市会田694番地</p> <p>ク 松本市安曇体育館 松本市安曇2742番地</p> <p>ケ 松本市乗鞍体育館 松本市安曇4017番地4</p> <p>コ 松本市奈川木曾路原体育館 松本市奈川1044番地16</p> <p>サ 松本市奈川寄合渡体育館 松本市奈川980番地</p> <p>シ 松本市梓川体育館 松本市梓川梓816番地</p> <p>ス 松本市四賀屋内ゲートボール場 松本市会田530番地1</p> <p>セ 松本市四賀菅ノ田マレットゴルフ場 松本市会田9033番地</p> <p>(2) 追加する体育施設等の使用料を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
<p>第155号</p>	<p>松本市文化財保護条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 文化財保護法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>民俗文化財に民俗技術を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

第156号	松本市時計博物館条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第157号	松本民芸館条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第158号	松本市はかり資料館条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第159号	窪田空穂記念館条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第160号	松本市歴史の里条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第161号	重要文化財旧開智学校校舎条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1
第162号	松本市旧司祭館条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営 3 施行 17.4.1

第163号	重要文化財馬場家住宅条例の一部を改正する条例	<p>1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 管理方法の変更 指定管理者制度 → 直営</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第164号	松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村及び梓川村の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加する水道事業</p> <p>ア 松本市四賀地区水道事業</p> <p>イ 松本市梓川地区水道事業</p> <p>(2) 追加する公共下水道事業</p> <p>ア 松本市特定環境保全公共下水道事業</p> <p>イ 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業</p> <p>(3) 上下水道事業管理者を廃止</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第165号	松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 四賀地区水道事業及び梓川地区水道事業における分担金の規定を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第166号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 四賀地区水道事業及び梓川地区水道事業における水道料金の規定を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>
第167号	松本市下水道条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 松本市特定環境保全公共下水道（松本市上高地特定環境保全公共下水道を除く。）及び犀川安曇野流域関連特定環境保全公共下水道における下水道料金の規定を追加</p> <p>3 施行 17.4.1</p>

第168号	松本市特別職の職員等の給与等の特例に関する条例を廃止する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 特例期間が終了したため、本条例を廃止するもの 2 施行 公布の日
第169号	松本市収入証紙条例を廃止する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 証紙納付を廃止したため、本条例を廃止するもの 2 施行 17.4.1
第170号	松本市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例を廃止する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会を廃止するため、本条例を廃止するもの 2 施行 17.4.1
第171号 ） 第184号	平成16年度補正予算	平成16年度松本市一般会計補正予算 平成16年度松本市特別会計補正予算（11会計） 平成16年度松本市水道事業会計補正予算 平成16年度松本市下水道事業会計補正予算
第185号 ） 第206号	平成17年度予算	平成17年度松本市一般会計予算 平成17年度松本市特別会計予算（17会計） 平成17年度松本市水道事業会計予算 平成17年度松本市下水道事業会計予算 平成17年度松本市会田病院事業会計予算 平成17年度松本市上高地観光施設事業会計予算
第207号	工事請負契約の締結について（松本市営住宅寿団地A－1棟新築主体工事）	<ol style="list-style-type: none"> 1 寿団地A－1棟を新築するもの 2 工事概要 市営住宅1棟45戸 鉄筋コンクリート造5階建 延 3,464.17㎡ 3 請負金額 5億3,550万円 4 請負人 (株)アスピア 5 竣工期限 18.3.20
第208号	市有財産の取得について（市道1683号線改良事業用地）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市道1683号線改良事業用地として岡田・島内地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 9,075.20㎡ 3 取得金額 2,972万3,759円 4 相手方 岡田財産区 外14人

第209号	市道の認定について	<p>1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの</p> <p>2 認定路線数 2路線</p> <p>3 認定延長 240.70m</p>																																				
第210号	市道の変更について	<p>1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの</p> <p>2 変更路線数 4路線</p> <p>3 変更延長 8.60m (692.74m → 684.14m)</p>																																				
第211号	字の名称の変更について	<p>1 四賀村及び梓川村の編入に伴い、字の名称の変更をするもの</p> <p>2 対象名称</p> <p>(1) 四賀区域</p> <table border="1" data-bbox="810 853 1262 1570"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大字反町</td><td>反町</td></tr> <tr><td>大字刈谷原町</td><td>刈谷原町</td></tr> <tr><td>大字七嵐</td><td>七嵐</td></tr> <tr><td>大字赤怒田</td><td>赤怒田</td></tr> <tr><td>大字殿野入</td><td>殿野入</td></tr> <tr><td>大字金山町</td><td>金山町</td></tr> <tr><td>大字保福寺町</td><td>保福寺町</td></tr> <tr><td>大字中川</td><td>中川</td></tr> <tr><td>大字穴沢</td><td>穴沢</td></tr> <tr><td>大字取出</td><td>取出</td></tr> <tr><td>大字板場</td><td>板場</td></tr> <tr><td>大字会田</td><td>会田</td></tr> <tr><td>大字五常</td><td>五常</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 梓川区域</p> <table border="1" data-bbox="810 1637 1262 1877"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大字上野</td><td>上野</td></tr> <tr><td>大字梓</td><td>梓</td></tr> <tr><td>大字倭</td><td>倭</td></tr> </tbody> </table>	旧	新	大字反町	反町	大字刈谷原町	刈谷原町	大字七嵐	七嵐	大字赤怒田	赤怒田	大字殿野入	殿野入	大字金山町	金山町	大字保福寺町	保福寺町	大字中川	中川	大字穴沢	穴沢	大字取出	取出	大字板場	板場	大字会田	会田	大字五常	五常	旧	新	大字上野	上野	大字梓	梓	大字倭	倭
旧	新																																					
大字反町	反町																																					
大字刈谷原町	刈谷原町																																					
大字七嵐	七嵐																																					
大字赤怒田	赤怒田																																					
大字殿野入	殿野入																																					
大字金山町	金山町																																					
大字保福寺町	保福寺町																																					
大字中川	中川																																					
大字穴沢	穴沢																																					
大字取出	取出																																					
大字板場	板場																																					
大字会田	会田																																					
大字五常	五常																																					
旧	新																																					
大字上野	上野																																					
大字梓	梓																																					
大字倭	倭																																					
第212号	字の区域の変更について	<p>1 県営ほ場整備事業（和田西原地区）の施行に伴い、字の区域の変更をするもの</p> <p>2 対象区域 178筆 16.2ha</p>																																				

第213号	訴えの提起について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第214号	住民訴訟に係る弁護士費用の負担について	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民訴訟の勝訴判決の確定に伴い、弁護士費用を負担するもの 2 負担の相手方 松本市並柳1丁目2番10号 有賀正 3 負担する額 315万円
第215号	松本市・四賀村合併協議会の廃止について	<ol style="list-style-type: none"> 1 四賀村の編入に伴い、合併協議会を廃止するもの 2 廃止日 17.3.31
第216号	松本西部合併協議会の廃止について	<ol style="list-style-type: none"> 1 安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴い、合併協議会を廃止するもの 2 廃止日 17.3.31
第217号	安曇野・松本行政事務組合への加入について	<ol style="list-style-type: none"> 1 梓川村の編入に伴い、安曇野・松本行政事務組合へ加入するもの 2 主な内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一部事務組合の名称及び事務所の位置 安曇野・松本行政事務組合 豊科町大字豊科4960番地1 (2) 松本市が共同処理する事務 広域排水事業に関する事務 3 施行 17.4.1
第218号	松本広域連合を組織する市町村数の減少及び松本広域連合規約の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 4村の松本市への編入合併等に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 脱退する村 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村 3 脱退日 17.3.31
第219号	長野県民交通災害共済組合を組織する市町村数の増減について	<ol style="list-style-type: none"> 1 中野市等の合併に伴い、組合を組織する市町村数を増減するもの 2 増減内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 脱退する市 中野市及び佐久市（脱退日17.3.31） (2) 加入する市 中野市及び佐久市（加入日17.4.1）

第220号	南安松筑広域環境施設組合を組織する市町村数の減少及び南安松筑広域環境施設組合規約の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 4村の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 脱退する村 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村 3 脱退日 17.3.31
第221号	松本西部広域施設組合を組織する市町村数の減少及び松本西部広域施設組合規約の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 安曇村、奈川村及び梓川村の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 脱退する村 安曇村、奈川村及び梓川村 3 脱退日 17.3.31
第222号	松塩筑木曽老人福祉施設組合を組織する市町村数の減少及び松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 四賀村の松本市への編入合併及び檜川村の塩尻市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 脱退する村 四賀村及び檜川村 3 脱退日 17.3.31
第223号	松塩筑老人福祉施設組合を組織する市町村数の減少及び松塩筑老人福祉施設組合規約の変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 四賀村の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 脱退する村 四賀村 3 脱退日 17.3.31
第224号	公の施設の指定管理者の指定について（駅前会館）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 駅前会館 3 指定管理者に指定するもの (社)松本市歯科医師会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第225号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉文化センター 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉観光協会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31

第226号	公の施設の指定管理者の指定について（まつもと市民芸術館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 まつもと市民芸術館 3 指定管理者に指定するもの (財)松本市教育文化振興財団 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第227号	公の施設の指定管理者の指定について（音楽文化ホール）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 音楽文化ホール 3 指定管理者に指定するもの (財)松本市教育文化振興財団 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第228号	公の施設の指定管理者の指定について（鈴木鎮一記念館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 鈴木鎮一記念館 3 指定管理者に指定するもの (社)才能教育研究会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第229号	公の施設の指定管理者の指定について（総合社会福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 総合社会福祉センター（障害者自立支援センターを除く。） 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第230号	公の施設の指定管理者の指定について（障害者等共同作業訓練施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 岡田希望の家 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第231号	公の施設の指定管理者の指定について（児童館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 県児童館 外16施設 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31

第232号	公の施設の指定管理者の指定について（城山診療所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 城山診療所 3 指定管理者に指定するもの (社)松本市医師会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31 										
第233号	公の施設の指定管理者の指定について（在宅介護支援センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定管理者に指定するもの <table border="1" data-bbox="783 640 1458 925"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿在宅介護支援センター</td> <td>(福)恵清会</td> </tr> <tr> <td>里山辺在宅介護支援センター</td> <td>(福)ジェイエー長野会</td> </tr> <tr> <td>城山在宅介護支援センター</td> <td>(社)松本市医師会</td> </tr> <tr> <td>第三在宅介護支援センター 外5施設</td> <td>(福)松本市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> 3 指定期間 17.4.1～19.3.31 	施設名称	指定管理者	寿在宅介護支援センター	(福)恵清会	里山辺在宅介護支援センター	(福)ジェイエー長野会	城山在宅介護支援センター	(社)松本市医師会	第三在宅介護支援センター 外5施設	(福)松本市社会福祉協議会
施設名称	指定管理者											
寿在宅介護支援センター	(福)恵清会											
里山辺在宅介護支援センター	(福)ジェイエー長野会											
城山在宅介護支援センター	(社)松本市医師会											
第三在宅介護支援センター 外5施設	(福)松本市社会福祉協議会											
第234号	公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 城山介護老人保健施設 3 指定管理者に指定するもの (社)松本市医師会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31 										
第235号	公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定管理者に指定するもの <table border="1" data-bbox="783 1469 1458 1709"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島内デイサービスセンター 外6施設</td> <td>(財)松本市福祉公社</td> </tr> <tr> <td>蟻ヶ崎デイサービスセンター</td> <td>(福)ジェイエー長野会</td> </tr> </tbody> </table> 3 指定期間 17.4.1～19.3.31 	施設名称	指定管理者	島内デイサービスセンター 外6施設	(財)松本市福祉公社	蟻ヶ崎デイサービスセンター	(福)ジェイエー長野会				
施設名称	指定管理者											
島内デイサービスセンター 外6施設	(財)松本市福祉公社											
蟻ヶ崎デイサービスセンター	(福)ジェイエー長野会											
第236号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 おぼけ荘 3 指定管理者に指定するもの (財)松本市福祉公社 4 指定期間 17.4.1～19.3.31 										

第237号	公の施設の指定管理者の指定について（精神障害者授産施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 南部精神障害者授産施設 外1施設 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第238号	公の施設の指定管理者の指定について（花き研修センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 花き研修センター 3 指定管理者に指定するもの 松本ハイランド農業協同組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第239号	公の施設の指定管理者の指定について（美鈴湖もりの国）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美鈴湖もりの国 3 指定管理者に指定するもの 松本森林組合 4 指定期間 17.4.1～18.3.31
第240号	公の施設の指定管理者の指定について（大久保工場公園団地管理会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 大久保工場公園団地管理会館 3 指定管理者に指定するもの 松本市大久保工場公園団地管理組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第241号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 浅間温泉会館 3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉旅館協同組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第242号	公の施設の指定管理者の指定について（美ヶ原温泉駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美ヶ原温泉駐車場 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31

第243号	公の施設の指定管理者の指定について（美ヶ原温泉テニスコート）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美ヶ原温泉テニスコート 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第244号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれあい山辺館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ふれあい山辺館 3 指定管理者に指定するもの 美ヶ原温泉旅館協同組合 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第245号	公の施設の指定管理者の指定について（三城いこいの広場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 三城いこいの広場 3 指定管理者に指定するもの 三城観光(株) 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第246号	公の施設の指定管理者の指定について（下町会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 下町会館 3 指定管理者に指定するもの お城下町まちづくり推進協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第247号	公の施設の指定管理者の指定について（中町蔵の会館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 中町蔵の会館 3 指定管理者に指定するもの 中町（蔵のある）まちづくり推進協議会 4 指定期間 17.4.1～19.3.31
第248号	公の施設の指定管理者の指定について（河川防災ステーション）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 河川防災ステーション 3 指定管理者に指定するもの (社)松本地域シルバー人材センター 4 指定期間 17.4.1～19.3.31

第249号	公の施設の指定管理者の指定について（美術館）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美術館 3 指定管理者に指定するもの (財)松本市教育文化振興財団 4 指定期間 17.4.1～19.3.31 								
第250号	公の施設の指定管理者の指定について（体育施設）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定管理者に指定するもの <table border="1" data-bbox="783 640 1458 878"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓道場 外9施設</td> <td>(財)松本体育協会</td> </tr> <tr> <td>美鈴湖庭球場</td> <td>松本森林組合</td> </tr> <tr> <td>臨空工業団地庭球場 外1施設</td> <td>松本臨空工業団地管理組合</td> </tr> </tbody> </table> 3 指定期間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 美鈴湖庭球場 17.4.1～18.3.31 (2) 上記以外の施設 17.4.1～19.3.31 	施設名称	指定管理者	弓道場 外9施設	(財)松本体育協会	美鈴湖庭球場	松本森林組合	臨空工業団地庭球場 外1施設	松本臨空工業団地管理組合
施設名称	指定管理者									
弓道場 外9施設	(財)松本体育協会									
美鈴湖庭球場	松本森林組合									
臨空工業団地庭球場 外1施設	松本臨空工業団地管理組合									
報第1号	長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について (専決報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 山口村の岐阜県中津川市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数の減少について専決処分したもの 2 脱退した村 山口村 3 脱退日 17.2.12 4 専決処分 17.2.4 								
報第2号	松塩筑木曾老人福祉施設組合を組織する市町村数の減少及び松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について (専決報告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 山口村の岐阜県中津川市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約の変更について専決処分したもの 2 脱退した村 山口村 3 脱退日 17.2.12 4 専決処分 17.2.3 								

2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件
- ア 自動車事故にかかわるもの 2件
 - イ その他事故にかかわるもの 1件